

令和6年度
うるま市行政経営方針



令和5年9月8日

総務部・企画部・財務部

--- 目 次 ---

<u>はじめに</u>	・・・・・・・・・・	P1
<u>I 本市が直面する課題と取り巻く環境変化</u>	・・・・・・・・・・	P3
1 課題・環境変化と本方針の考え方		
<u>II 市民生活の安全・安心の確立</u>	・・・・・・・・・・	P5
1 物価高騰により影響をうけている市民生活・事業活動の回復		
2 災害を見据えた事前の備え		
3 新型コロナウイルス感染症の影響が残る分野への対策と今後の感 染症拡大に対する備え		
<u>III 未来を担う地域力の強化</u>	・・・・・・・・・・	P9
1 地域を支える担い手の育成		
2 地域社会の未来を担う子どもを支える環境づくり		
<u>IV 持続可能で活力ある“うるま市”づくり</u>	・・・・・・・・・・	P12
1 一体的な空間利用を踏まえたまちづくりの推進		
2 公共施設等の最適化に向けた取組		
<u>おわりに</u>	・・・・・・・・・・	P15

はじめに

本市においては、平成29年度に第2次総合計画を策定し、本市の限りある資源、人材、公共施設等の効果的な活用を進め、若い世代や高齢者、将来を担う子どもたちが、仕事や子育て等安心して生活ができる未来に向けて、まちづくりを進めてきたところである。

現在、令和4年度から、令和8年度までの5年間を計画期間とする「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」に基づき、市政を運営している。

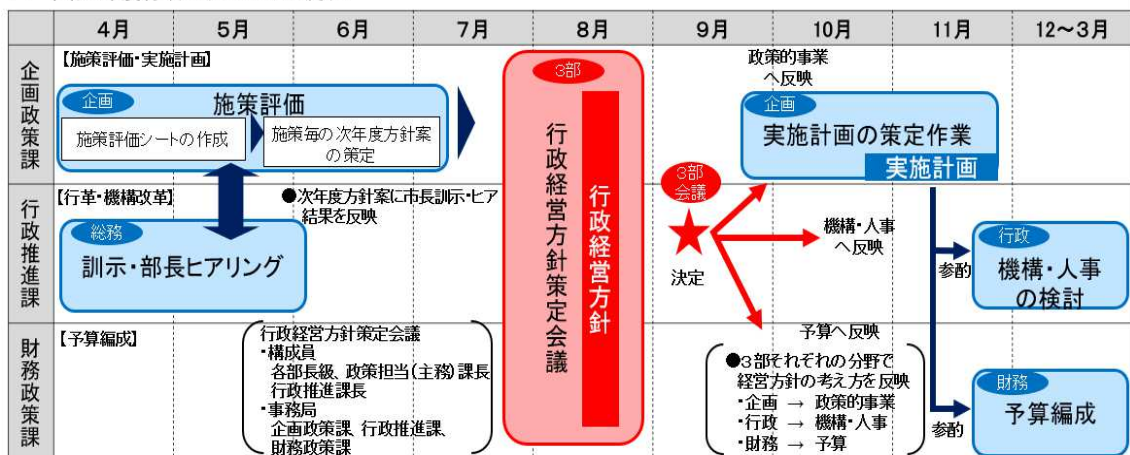
市政運営においては、これまで行政経営マネジメントにより、各施策の現状や課題を共有し、今後の取り組むべき方向性について検討することで、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を有効的・効果的に配分し、総合計画に掲げられたビジョン（「愛しています 住みよいまち うるま」）の着実な実現を推進してきた。

引き続き、行政経営マネジメントを強力に推進するため、組織機構の再編を踏まえた対応やより効果的・効率的な進め方の検討を行った結果、令和3年度から以下の点を変更して進めることとした。

【令和3度からの変更点】

- ① 施策評価における経営層の2次評価を廃止し、事務の効率化を図った。
- ② 従前のボトムアップ式の評価方法に加え、市長・副市長による部長ヒアリングを実施し、トップダウンの視点を導入した。
- ③ 組織機構の再編を踏まえ、行政経営方針策定の事務局を総務部、企画部、財務部の3部とし、実施計画、機構・人事、予算のそれぞれの分野で反映する。

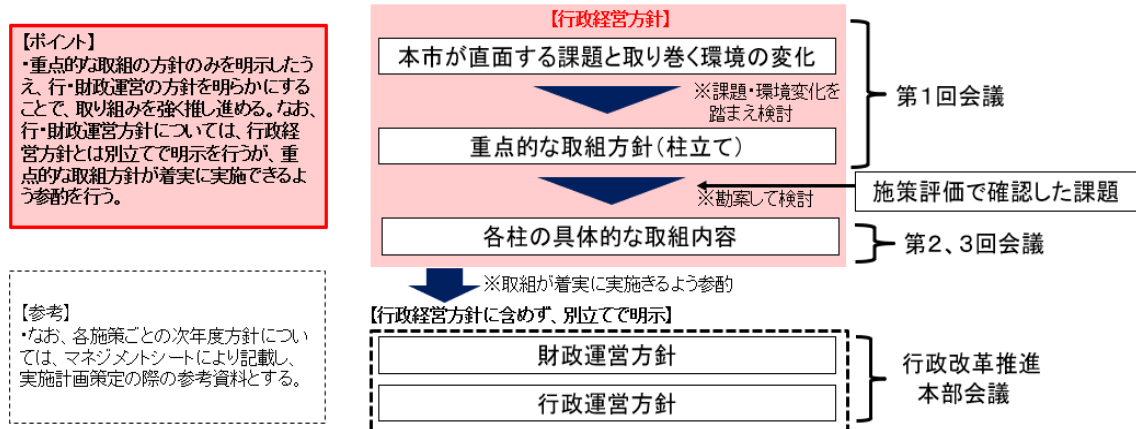
■ 令和5年度行政マネジメントの流れ



また、行政経営マネジメントの一環として提示される行政経営方針については、次年度の方向性を定め、その実現のため行政資源（ヒト・モノ・カネ）の有効的・効果的配分につなげていくものである。

本方針においては、「選択と集中」の観点で重点的な取組方針のみを提示し、その方針が着実に実施できるよう財政措置や組織編成・人員配置へ反映する。

■ 令和6年度行政経営方針の策定の流れ



I 本市が直面する課題と取り巻く環境変化

1 課題・環境変化と本方針の考え方について

本市においては、第2次うるま市総合計画に掲げられたビジョンの着実な実現に向けて、まちづくりを進めてきたところであるが、近年、本市を取り巻く環境は大きく変化し、また施策を進めていくうえで重大な課題に直面する事態となっている。

ロシアのウクライナ侵攻をきっかけとした物価高騰等の長期化により、市民生活や事業活動に負担を強いられる状況が続いているほか、不規則な進路により甚大な被害を及ぼした台風6号等の自然災害の発生、また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした今後も蔓延が予想される感染症等、緊急的な対応が必要となる事象が生じている。

自治体の行政を取り巻く環境は、高齢化、核家族化、少人数世帯の増加に伴い、政府が掲げる成長と分配の好循環による新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略方針や、投資の拡大と経済社会改革の実行に向けたDXの加速、国土強靱化の着実な推進のための新たな国土強靱化基本計画等、様々な政策が打ち出され、自治体においても総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠となっている。

加えて、本市では具志川総合体育館の老朽化に伴う建替えとして総合アリーナや石川学校給食センターと学校給食センター第二調理場を統合した新石川調理場など公共施設の整備による投資的経費、整備後の維持管理費等財政需要の高まりや、教育施設をはじめとした各施設の老朽化等、早急に対応すべき行政の内的な課題への対応が目前に迫っている。

これら内外の直面する重大な課題や取り巻く環境変化が同時多発的に生じている局面であることを踏まえ、単に施策ごとに生じた課題に対応するのみに留まらず、市全体としての視点から導かれた根本的・横断的な解決につながる取組や、解決策自体が本市の強みに転換できるような取組の実施が必要である。

本方針においては、これらの観点を踏まえた3本の重点的な取組方針を提示することにより、総合計画に掲げられたビジョンを戦略的・効果的に実現する。

(3本の重点的な取組方針の考え方)

① 重点的な取組方針第1「市民生活の安全・安心の確立」

物価高騰による影響が長期にわたり市民生活や事業活動に負担を生じさせている状況や、台風等による自然災害への緊急的な対応が生じている中、今後生じるであろう突発的な社会的に影響が大きな事象に対して機動的・効果的に

対応する必要があることを踏まえ、「市民生活の安全・安心の確立」として、非平時を見据え、平時から市民生活の安全・安心の確立に向けた対応を行う。

② 重点的な取組方針第2「未来を担う地域力の強化」

高齢化、核家族化、少人数世帯の増加等、本市を取り巻く環境の変化や、財政需要の高まり、内的な課題が生じている中、行政による支援だけでなく、地域が主体となって支え合う環境を構築する必要があることを踏まえ、「未来を担う地域力の強化」として、地域を支える担い手の育成や地域社会の未来を担う子どもを見守る環境づくりへの取組を行う。

③ 重点的な取組方針第3「持続可能で活力ある“うるま市”づくり」

本市において、老朽化の対応等、大規模な施設整備事業が控えている一方で、施設の再編や跡地利用が進んでいない早急に対応すべき行政の内的な課題に対し、単に対応するだけでなく、うるま市の未来を見据え一体的・戦略的に取り組む必要があることを踏まえ、「持続可能で活力ある“うるま市”づくり」として、まちづくりの計画に基づいた一体的な空間利用を踏まえて、まちづくりの推進や公共施設等の最適化に向けた取組を行う。

Ⅱ 市民生活の安全・安心の確立

1 物価高騰により影響を受けている市民生活・事業活動の回復

(包括的な方針)

国際情勢をきっかけとした原油価格・物価高騰等に対し、市民生活や事業活動において負担を強いられる状況が長期に渡り続いていることから、物価高騰に対する市民生活、事業活動等への影響の把握に努め、影響が生じている分野において対策を講じる。なお、対策を講じる際には経済対策等国の動向を注視しつつ、臨時交付金等緊急的に措置される地方向けの補助金の財源の活用を図る。

(給食費の高騰対策)

給食にかかる原材料費の高騰により子育て世帯への負担が生じないように、必要に応じて対策を講じる。なお、対策を講じる際には、物価高騰による子育て世帯への影響を把握し、必要に応じて対策を検討する。また、財源については、国の経済対策がなされた場合、その財源活用も含めて対策を講じる。

(物価高騰により影響を受けた市民への支援)

電気・ガス・食料品等の高騰により市民生活への負担が強いられていることから、生活困窮者に対し必要に応じて対策を講じる。なお、対策を講じる際には、生活保護世帯の新規申請について高齢者世帯が増加傾向にある現状を踏まえ、困窮状態にある高齢者に対し、効果的になるよう対策を検討する。また、財源については、国の経済対策がなされた場合、その財源活用も含めて対策を講じる。

(公共施設の光熱費高騰への対応)

公共施設の光熱費については、高騰の影響を把握し、市民に負担が生じないように対策を講じる。財源については、国の経済対策がなされた場合、その財源活用も含めて対策を講じる。なお、使用料、利用料増額を検討する場合は、受益者負担の考え方から、適正な金額になるよう配慮する。

2 災害を見据えた事前の備え

(包括的な方針)

長期間、沖縄本島付近を迷走した台風6号は、大雨による土砂崩れや本市全域に被害が及んだ長期的な停電、その影響による断水等、多大な被害を及ぼした。このような状況から、今後突発的に発生する予測が困難な自然災害に対し、平時から事前の備えを十分に行う必要があることを踏まえ、自助共助を押し上げる

取組等、災害発生時の機動的な対応、効果的な支援へつながる対策や防災・減災の対策を行う。また、「うるま市国民保護計画」が今年度改定することを踏まえ、計画の実効性を高めるため庁内外への啓発を図る。

(地域防災計画の着実な実施)

地域防災計画で掲げている応急対策や復旧・復興対策等に基づき、災害発生時において機動的に実施できるよう、地域防災計画の実効性を高めるための具体的な対策を講じる。

(市民の防災意識の向上)

災害発生時においては、第一に市民が自らの命を守る行動をとることが重要であることを踏まえ、平時からの事前の備えや災害時の迅速な避難行動の習得が図られるよう、防災講習の夜間開催や市民向け啓発活動等、災害発生時における市民一人ひとりの自助の活動を押し上げるための取組を行う。

(自主防災組織・消防団の強化)

災害発生時に共助の担い手として重要な役割を持つ自主防災組織において、資機材の整備、点検方法、使用方法について研修等を行うなど、自主防災組織の基本的な責務を担えるよう必要な支援を行うとともに、防災に対する高度な知見・技術・経験を有する元消防職員等について、地域の自主防災組織において活躍できるような取組を行う。また、消防団について、各消防署の指示の下、関連部署と連携を図るとともに、実効性の高い活動ができることを踏まえ、災害発生時や事前の訓練において役割を明確化し強化を図る。

(避難行動要支援者への支援)

災害発生時において自力での避難が困難な避難行動要支援者への支援に対し、避難にかかる個別計画の作成が少ないなど支援体制の構築が十分でないことを踏まえ、地域での助け合いの関係を構築するため、自治会等の地域に対する効果的な啓発活動を含め、避難行動要支援者の安全を確保するための体制構築に向けた取組を行う。

(災害に備えた強くてしなやかなインフラ整備)

道路舗装や附属物・土木構造物等については、災害への備えとして大きな効果を発揮できるよう、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を行う。また、浸水被害が想定される地域においては、被害の軽減を図るため排水路の整備を行うとともに、災害時の重要な給水拠点となる避難所等、重要給水施設へ接続す

る水道管に対しては、優先的に耐震化に向けた整備を行う。

(国民保護計画の着実な実施)

「うるま市国民保護計画」が今年度改定することを踏まえ、想定される事態に対し、市民の生命、身体及び財産の保護のため、計画の着実な実施に向け庁内外への啓発を図る。

3 新型コロナウイルス感染症の影響が残る分野への対策と今後の感染症拡大に対する備え

(包括的な方針)

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、市民生活や事業活動に多大な影響を与えたことを踏まえ、いまだ新型コロナウイルス感染症による影響が大きく残る分野に対して、必要に応じて対策を講じる。また、コロナ禍において、医療機関のひっ迫により市民の安全・安心が脅かされたことを踏まえ、今後の感染症拡大を想定して医療体制の強化と連携を図る。

(健康状態が懸念される市民に対する健康支援の強化)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の影響により、定期健診、予防接種等の取組が縮小され、市民の健康状態の悪化が懸念されることから、影響を十分に把握した上、対策を講じる。なお、高齢者については、認知症、要介護状態、フレイル(加齢により心身が老い衰えた状態となること)の進行が懸念されることから、これらの予防対策や健康増進に取り組む。また、高齢者への対策においては、身体の健康づくりの取組だけでなく、高齢者が元気になり生きがいを持てるような取組の検討も併せて行う。

(新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民や事業者への支援)

コロナ禍において、生活困窮者に対する支援として実施された緊急小口等の特例貸付について、返済に対する猶予申請が増加している現状を踏まえ、生活困窮者の状況を把握し、必要な対策を講じる。また、市内事業者についても、新型コロナウイルス感染症に関連する融資の返済期間が開始したことから、売上が低迷した市内事業者の債務不履行や倒産の危険性を把握し、国の経済対策を注視しながら必要な対策を講じる。

(増加傾向にある不登校児童への支援)

新型コロナウイルス感染症による行動制限をきっかけとして不登校児童が増

加したことを踏まえ、早急な対策として関係部署が連携して取り組める体制を構築するとともに、児童館での受け入れ等横断的な取組を推進していく。なお、推進にあたっては、市の取組の他、こどもの居場所等地域との連携を推し進めていく。

（本市の基幹医療施設である県立中部病院の機能強化に向けた対策）

県立中部病院は、本島中部の基幹病院として、離島・へき地医療、中部広域の救急医療、他医院で診ることができない高度医療を提供するなど地域医療の拠点としての役割を担っている。そのような中、本市においては島しょ地域を有していることや県内でも救急出動件数が多く、消防指令センターの整備も進めていることから、本市に立地していることの意義は非常に高い。県立中部病院の役割を踏まえ、今後の感染症の拡大に対し、市民の安全・安心を確保するための備えとして、病院機能の強化について、県への要請と実現に向けた病院との連携を図るための庁内体制を構築する。なお、県への要請と病院との連携の在り方については、県の動向を踏まえた上、検討する。

（経済活性化へ向けた取組）

新型コロナウイルス感染症の拡大期であった令和2年度においては、市内総生産が前年度比△2.1%と減少に転じており、新型コロナウイルス感染症の拡大が本市の経済活動に多大な影響を及ぼしていることが推測される。このように経済状況が悪化していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響に対する対策として、市内総生産や市民所得の向上等経済の活性化を図る取組を行うとともに、その取組の成果を市民や事業者が実感できるような取組を検討する。また、各施策分野における取組が、課題解決の先に経済波及効果をもたらすことを留意した上、効果的に取り組む。

Ⅲ 未来を担う地域力の強化

1 地域を支える担い手の育成

(包括的な方針)

地域課題が多種・多様化する中、本市全ての施策分野で公助のみならず共助による解決を必要とする現状を踏まえ、「地域コミュニティ」や「共助」の在り方を検討し、全庁的な共通認識を持った上、当該在り方を踏まえ地域活動の支援や担い手の育成を行う必要がある。とりわけ、各分野の地域活動を牽引している自治会や社会福祉協議会、地域文化活動・経済活動の担い手が主体的に、精力的に活動を継続することが出来るような支援や環境整備を行う。

(全庁的な取組の推進)

市民協働の取組が全ての施策分野において関わりがあることから、地域コミュニティの在り方を検討した上、条例制定を視野に入れた指針を策定し、全庁的な共通認識を図る。また、取組が全庁的に着実に実施できるよう庁内体制を構築するとともに、担い手においても連携体制が図れるようネットワークの構築を行う。担い手の活動支援については、全庁的な取組となるよう、現在、各分野で実施している元気応援プロジェクトを引き続き強く押し進めていく。

(自治会の在り方の検討)

自治会について、地域コミュニティの担い手の中でも地域活動を支える重要な役割を担っていることから、本来の自治会が持つ役割と事務委託としての役割を整理した上で、その役割を踏まえた体制の強化を支援するとともに、活動の継続が困難な自治会に対しては事務の統廃合を検討するなど、自治会に応じた支援を実施していく。なお、支援の実施にあたっては、整理した役割を踏まえた費用負担の在り方も検討する。

(地域福祉の担い手の育成)

地域コミュニティの担い手の中でも地域の福祉活動を支える重要な役割を担っている社会福祉協議会について、地域福祉活動の中心としての本来担ってもらい役割を整理し、その役割が担えるよう連携を強化するとともに、現在社会福祉協議会において実施している組織体制強化に対する支援や、活動に対しての市の効果的な関与の在り方の検討を行う。また、高齢者福祉の面においては、高齢化に伴い高齢者世帯・高齢者単身世帯が増加していることを踏まえて、地域による見守りや生きがいづくり、地域の高齢者福祉の担い手同士のネットワークの強化等、安心して住み慣れた地域で生活できるよう取組を行う。

(地域文化活動の担い手支援)

平敷屋エイサーについて、担い手不足による活動継続の危機から伝統の継承を行うため、東西2団体を統合することとなった。このように、若者の地域文化活動への参加が減少していることを踏まえ、エイサー等青年会活動をはじめとした地域文化活動の活性化に向けた取組を行う。なお、取組を実施する際には、新たな担い手の発掘につながるよう、担い手がやりがいを持てる方策(光をあてる方策)の検討を行う。また、将来の地域文化活動の担い手となることを踏まえ、子ども会等こどもが地域の文化に触れあう活動に対して支援を行う。

(地域経済を牽引する活動への支援)

地域の通り会主導による「みほそ祭り」は、地域の事業者や婦人会、青年会等担い手が共通のテーマを持ち、資金造成から実施まで主体的に一丸となって取り組む好事例であった。このように、商工会、通り会、観光物産協会等地域経済を牽引する担い手に対し、地域経済の活性化につながる活動への支援を行う。なお、現在実施している元気応援プロジェクトについては、担い手が主体的に活動できるよう引き続き推進していく。

2 地域社会の未来を担うこどもを支える環境づくり

(包括的な方針)

こどもを取り巻く多様な課題に対し、子育て支援施設や教育施設だけでなく地域と一体となって解決に向けた取組を行うとともに、地域がこどもで賑わう環境づくりを強化する。

(市民協働学校、地域学校協働活動の再構築)

市民協働学校について、全学校で設置しているが地域を巻き込んだ効果的な活動が行えていない現状がある。このような現状を踏まえ、既存の体制や取組を抜本的に見直し、本来意図している学校・家庭・地域と共にこどもたちの学びや育ちを支える環境を再構築する。また、実施にあたっては、地域学校協働活動と一体的に推進することで学校に応じた課題や地域課題に対し、効果的な対応へ繋がる取組を行う。

(こどものニーズに応じた居場所づくりの推進)

居場所の在り方が多様化している中、こども目線に立ったこども本位の居場所の在り方を検討する必要がある。また、こどもの居場所づくりは各部にまたが

り実施されることから、市民が網羅的に把握できるように情報を一元化し発信を工夫するとともに、こどもの居場所の在り方に対して全庁的な共通認識を持ち、地域の担い手である居場所事業者同士のネットワークを構築した上、こどもたちのニーズに合った居場所づくりを推進する。

(不登校対策の推進)

本市における不登校児童の増加に力強く対応するため、適応指導教室や現在検討している児童館での受け入れ等市の取組の他、こどもの居場所づくりの取組や民生児童委員等による活動も踏まえて、地域で不登校児童の受け入れが可能となるよう環境を構築する。

(将来の地域社会の担い手づくり)

将来の地域社会の担い手であるこどもたちに対して、自立した社会人となるよう生きる力や社会性が育まれるような取組を行う。なお、生きる力が育まれるような取組については、学力も重要な基礎の一つであることを踏まえ、本市のこどもたちの学力の現状から向上に向けた効果的な取組を検討する。また、社会性が育まれる取組については、自治会への加入を含め地域活動へ参加する市民が減少していることを踏まえ、こどもたちが将来的に地域社会の担い手となれるよう地域に愛着が持てるような取組を推進する。

(将来の地域社会の担い手の環境づくり)

将来の地域社会の担い手であるこどもたちが、家庭の経済事情により必要な生活環境や教育の機会が失われないよう、本市における実態の把握に努め、貧困状態にあるこどもや保護者への支援等、こどもの貧困対策の取組を行う。

(将来の地域社会の担い手を増やす取組の推進)

本市の年少人口が減少している状況を踏まえ、将来の地域社会を担うこととなるこどもの人口を増やす必要がある。本市の目指すこども像について全庁的な共通認識を持ち、子育て世帯を呼び込む支援に加え、結婚に伴う新生活を支援する取組を行う等、本市の実情や現状に応じた少子化対策等に関する取組を行う。

IV 持続可能で活力ある“うるま市”づくり

1 一体的な空間利用を踏まえたまちづくりの推進

(包括的な方針)

本市のまちづくりについては、市全体の視点に立った一体的な空間利用を踏まえた、跡地利用、土地利用規制の見直しや市有地の活用等をとおして、まちづくりに関する計画に沿った戦略的・計画的な整備・誘導を進める。

(石川地域、与那城・勝連地域まちづくり推進計画の着実な実施)

令和5年3月に策定された石川地域まちづくり推進計画及び勝連・与那城地域まちづくり推進計画について、土地利用規制の見直しや整備の検討を行うとともに、関係機関への働きかけや民間投資を促す取組の実施をとおして全庁的に着実に推進する。

(土地利用規制の見直し)

景観計画における高さ制限においては民間投資の需要を喚起することを目指して、原則的に景観地区および景観重点地区以外の全域で撤廃に向けて見直しを進める。なお、懸念される都市空間の秩序ある形成については、都市計画等本市のまちづくりに関する計画の考え方に合致するよう、特定用途地域制度等を用いて適正な土地利用を誘導する。農振農用地域については、石川地域まちづくり推進計画、与那城・勝連地域まちづくり推進計画等まちづくり推進計画を踏まえた見直しを図る。

(一般廃棄物処理施設・し尿処理施設・下水道処理施設の検討)

更新が見込まれる一般廃棄物処理施設やし尿処理施設、下水道処理施設について、将来市民生活に影響が出ないよう、それぞれの施設において更新の工程を検討した上、工程の各段階で確実に対応できるよう必要な取組を検討する。

(循環型社会の形成に向けたまちづくりの推進)

将来に過度な負担を残さない持続可能なまちづくりとして、森林等自然環境の有効性に着目した取組や緑陰等による魅力的な都市空間の形成をとおしてグリーンインフラの推進を図る。また、家畜の糞尿や食品残渣を活用した循環型農業、市民を巻き込んだ不法投棄対策等自然・生活環境の保全を図る。地球温暖化実行計画（区域編）については、ゼロカーボンシティの実現のため、策定に向けた取組を実施していく。

(本市の重要プロジェクトの位置付け)

これまで重要プロジェクトと位置付けてきた総合アリーナ、新石川調理場、具志川火葬場、仲嶺・上江洲地区産業基盤整備、勝連城跡周辺整備、消防指令センターについては、引き続き、事業計画のとおり進捗が図られるよう、着実に実施していく。

(中部東道路・中城湾港新港地区東ふ頭岸壁整備の国への働きかけ)

例年、国に対して要請している中部東道路及び中城湾港新港地区東ふ頭岸壁の整備について、両施設整備の実現が本市にとって多大な効果をもたらすことを踏まえ、引き続き、国に対して、事業化に向けた積極的な働きかけを行う。

(市有地の効果的な活用と土地開発公社による先行取得)

重要プロジェクトをはじめとする各施策を推進する中で、財源確保に向けた取組や活性化の取組として、余裕財産である市有地の積極的な売却や民間活力の導入を進める。まちづくり推進計画に基づく取組や重要プロジェクト等事業の円滑な推進のため、土地開発公社による計画的・効率的な先行取得の方策を検討する。

2 公共施設等の最適化に向けた取組

(包括的な方針)

公共施設の老朽化の進行、重要プロジェクトの着実な実施に伴う財政需要の高まりを踏まえて、将来にわたって施設を適正に管理するとともに、その機能を効率的・効果的に発揮させるため、公共施設等マネジメント、長寿命化、自治公民館や産業振興施設等公共施設の最適化に取り組む。

(公共施設等マネジメント計画の推進)

公共施設等マネジメント計画の進捗が図られていない現状を踏まえて、確実に実行出来るよう方策を検討した上、各施設の最適化においては、将来を見据え、まちづくりに関する計画や財政計画との整合性を図り一体的・戦略的な取組となるよう着実に実施していく。

(公共施設、インフラの長寿命化の推進)

公共施設、インフラの維持管理については、予防保全型メンテナンスへの確実な転換を図るため、長寿命化計画の策定がなされていない施設において、早急に策定に向けた取組を行うとともに、長寿命化計画に基づき計画的に実施してい

く。なお、維持管理の手法については、包括管理委託等民間活力の導入に向けた取組の検討を行う。

(教育施設の集約化・多機能化・複合化)

本市が有する公共施設において多数を占める学校教育施設(学校、学校水泳プール等)、社会教育施設(図書館、資料館、体育館等)については、全庁的な議論のもと集約化・多機能化・複合化を検討する。

(公園施設の再編)

公園については、既存公園の活性化に向けて、複合化された公共施設の立地場所としての活用やPark-PFI制度による民間事業の導入先としての活用を検討するとともに、統廃合の検討も併せて行う。

(産業振興施設の民間活用)

うるま市IT事業支援センター、じんぶん館、舞天館等産業振興施設について、民間活力の導入に向けた取組を行う。

(自治公民館の集約化の検討)

自治会が管理運営を行っている公共施設について、統一的な運用の在り方や費用負担の考え方を検討するとともに、状況に応じて自治会の事務の統合をとおして集約化に向けた取組を行う。

(庁舎の在り方の検討)

庁舎について、執務室不足、会議室不足、書庫不足等の狭隘化や、西棟の老朽化を踏まえて、今後の在り方を検討する。

おわりに

「第2次うるま市総合計画」の着実な実現を図るため、行政経営マネジメントにより各施策の現状や課題、本市を取り巻く環境変化等から次年度の取り組むべき方向性を検討した上、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の有効的・効果的な配分に資するよう本方針を決定した。

現在、本市の財政の現状や将来の見通しを踏まえた中期財政計画を検討しており、今後、当該計画と本方針を踏まえて行政改革推進本部会議にて行財政運営にかかる方針の決定がなされる。

令和6年度に有効的・効果的な市政運営が図られるよう、政策的な事業に関しては、本方針と行財政運営にかかる方針を踏まえた実施計画（令和6～8年度）を策定するとともに、実施計画が着実に実施できるよう、令和6年度の組織機構、人事配置、予算編成を行っていく。

また、本市においては、各施策分野において「感動」の観点を取り入れた取組を行うことを通して、市内外に対して「うるま市」ブランドの確立を図ることを目的とした、「感動産業特区」宣言を行った。宣言以降、8月に東京都文京区にて開催したシティプロモーションや、市内観光魅力発信及び誘客強化を図るうるま感動キャンペーンをはじめとして、様々な取組がなされているところである。実施計画等本方針に沿った事業の立案にあたっては、引き続き、宣言の趣旨を考慮したものとなるよう留意する。